

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和2年11月26日
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
42歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該教職員は、令和2年11月26日、柔道の授業中に生徒と言い争い、武道場を出て行こうとした生徒を連れ戻すため、生徒の襟をつかんで引き戻そうとしたところ、生徒は尻餅をついたが、そのまま3mほど引きずったもの。また、武道場内に戻った後も、生徒と言い合い、再度武道場を出て行こうとした生徒の襟をつかんで引き戻そうとしたところ、生徒が尻餅をついたもの。

当該教職員は、「生徒，保護者，周囲の同級生に多くの不安を与えたことを反省している」，「申し訳ない」などと述べている。

- 7 処分内容
懲戒処分として「戒告」
- 8 処分年月日
令和3年6月14日

職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和3年3月12日
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
56歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該教職員は、年度末近くになるまで学校徴収金が未納であった生徒の保護者から、3月12日の朝に当該生徒が学校徴収金を届ける旨の電話があったと聞いていたが、1校時になっても納入されていないことを知った。そのため、支払いを促そうと当該生徒の教室を訪れたところ、実習のため誰もいなかったが、当該生徒の机にかけてあったバッグの中に財布が見えたため、学校徴収金を財布ごと預かる旨のメモを当該バッグに入れ、職員室で財布を預かることとした。しかし、自分が代わりに支払った方が早いと思い、事務室において、財布の中にあった現金で学校徴収金を納入したものの。

当該教職員は、「生徒及び保護者に対して申し訳ない気持ちでいっぱいです」などと述べている。

- 7 処分内容
懲戒処分として「戒告」
- 8 処分年月日
令和3年6月14日